

「これだけは知っておきたい！ パートタイム・有期雇用労働法とハラスメント」

を、開催しました。

✎ 日時:10月7日(木)14:00~16:30

✎ 場所:「ほっと越谷」セミナールーム

✎ 参加者:15名(女性13名、男性2名)

【内容】

埼玉労働局と共催で、労働法の基礎知識、パートタイム・有期雇用労働法とハラスメント等の重要ポイントなどを提供する講座を開催しました。

講師を交えてのグループトークでは、参加者からの悩みや疑問について話し合いました。講座終了後は、個別相談も行いました。

【講座風景】



【参加者の感想】

- ・相談窓口がどこにあるのか、知ることができた。
- ・有給休暇のことでためになる話が聞くことができた。
- ・どんな時に、どこに相談するのかわかってよかった。
- ・パワハラについて詳しく説明を受けたことがなかったのでためになった。
- ・埼玉県最低賃金が10月1日付で28円UPして956円になったことを、今日の講座で初めて知ることができました。それだけでも参加してよかった。
- ・労働法について再確認ができ、大変参考になりました。